

定額減税しきれないと見込まれる方へ

給付金(調整給付金)が支給されます

■対象となる方

定額減税可能額が「令和6年所得税額(推計)」又は「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方。(定額減税しきれないと見込まれる方)

■給付額 ①+②の合算額(合算額を万単位に切り上げる)

- ①所得税分定額減税可能額(3万円×減税対象人数*)と令和6年分所得税額(推計)の差額
 - ②個人住民税所得分減税可能額(1万円×減税対象人数*)と令和6年分個人住民税所得割額の差額
- *本人+控除対象配偶者+扶養親族の合計人数。(ただし、控除対象配偶者と扶養親族は国内居住者に限ります)

■申請期限

10月31日(木) 対象者には、8月に村から確認書を発送します。

■申請方法

必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送または税務課窓口へ提出。

■給付時期

確認書を受理した日から、2~3週間程度で指定の口座に振り込まれる予定です。ただし、不備がある場合にはこの限りではありません。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206

恩納村住民税均等割のみ課税世帯への給付金の申請はお済ですか?

申請期限が迫っています。申請がまだの方や書類不備による再提出がまだの方は、早めにお手続きください。申請期限までに提出・返送がない場合は受給を辞退したものと取り扱います。

申請期限 8月30日(金) 当日消印有効

対象者 基準日(令和5年12月1日)時点において恩納村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯又は均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯。

*令和5年度恩納村物価高騰重点支援給付金(7万円)との重複給付はできません。

支給額 1世帯あたり10万円

詳しくは、村ホームページをご確認ください。

お問い合わせ:福祉課 ☎966-1207

簡易ハウス助成補助金の申請

台風や病虫害被害回避の目的で設置する又は修繕する際に必要な簡易ハウス資材の購入について予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象ハウス 施設の規模は1,000㎡未満とする ※修繕については、耐用年数を過ぎているハウスが対象となります。

補助対象者 前年度までの村民税等を滞納していない農業者

その他条件 補助率については、村基準価格×設置面積の30%以内とし、補助上限額は50万円とする。なお、助成は1経営体あたり1回限りとする。

申請期間 8月1日(木)~9月30日(月) ※申請書は、農林水産課及び各公民館で配布しています。

提出先 農林水産課(農林係)

お問い合わせ:農林水産課 農林係 ☎966-1202